

(平成25年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 6 件 |
| 厚生年金関係 | 6 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14389

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月30日から同年6月1日まで

年金事務所から、「第三者委員会によるあっせん事案における同僚への記録確認」の通知が届き、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が空白期間となっていることが分かった。申立期間の前後で勤務形態等が変わったことはなく、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の回答及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間及びその前後の期間において、A社C支店に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録において、A社C支店は昭和37年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、B社は、継続して勤務している場合、給与から厚生年金保険料は控除されていたと思われると回答している上、A社C支店の経理事務を担当していたとする元同僚は、同日までの給与計算事務等は同社D支店（社会保険の適用事業所名は、A社）において行っており、申立期間の厚生年金保険料は同社同支店で控除していた旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料等が無いため不明としており、このほかこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14390

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和38年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和32年4月にB社（現在は、C社）に入社し、定年退職まで継続して勤務したのに申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間は、同社からA社に出向していた期間であり、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された従業員名票並びに雇用保険及び健康保険組合の加入記録から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（A社本社から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立期間において、A社本社から同社D支店又は同社E支店に異動したとされる複数の元同僚の異動先の支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日が、いずれも昭和38年3月1日であることから、申立人についても同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和38年1月の社会保険事務所（当時）の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、A社は平成7年9月*日に解散しており回答は得られないが、事業主が資格喪失日を昭和38年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和26年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月30日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された人事記録及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（A社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び申立人と一緒に異動したとする複数の元同僚が、「異動先のA社D工場勤務を開始したのは、昭和26年8月1日である。」と陳述していることから、昭和26年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和26年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14392

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和31年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月1日から同年11月20日まで
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答を受けた。
申立期間についても、A社において、何回か転勤はあったが退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された従業員名簿、同社の回答及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（A社C工場から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B事業所に勤務する複数の元同僚が、「昭和31年11月に入社した時には、申立人は既に勤務していた。」旨陳述していることから、昭和31年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和31年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としており、このほかにこれを確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14393

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成16年6月28日は62万円、18年12月14日は132万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年6月28日
② 平成18年12月14日

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書、賞与振込口座の預金通帳（写し）及びA社の回答から、申立人は、申立期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与明細書の厚生年金保険料控除額から、平成16年6月28日は62万円、18年12月14日は132万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料は無く不明であると回答しているが、オンライン記

録によると、当初、申立期間①及び②において、A社の被保険者全員に標準賞与額の記録が無かったことが確認できることから、事業主は当該標準賞与額について社会保険事務所（当時）に届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14394

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成16年6月28日は62万円、18年12月14日は114万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月
② 平成18年12月

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る取引明細表、複数の元同僚から提出された賞与明細書及びA社の回答から判断すると、申立人は、申立期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、前述の取引明細表の記録及び元同僚の回答から、それぞれの賞与支給日を申立期間①は平成16年6月28日、申立期間②は18年12月14日とすることが妥当である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の取引明細表の振込額及び前述の賞与明細書の厚生年金保険料の控除の状況から、平成16年6月28

日は62万円、18年12月14日は114万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料は無く不明であると回答しているが、オンライン記録によると、当初、申立期間①及び②においてA社の被保険者全員に標準賞与額の記録が無かったことが確認できることから、事業主は当該標準賞与額について社会保険事務所（当時）に届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

私は、A社には平成 9 年 9 月 30 日まで勤務しており、保管している同年分の給与所得の源泉徴収票及び退職所得の源泉徴収票にもその旨が記されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「平成 9 年分給与所得の源泉徴収票」及び「平成 9 年分退職所得の源泉徴収票」の退職日欄を見ると、双方ともに平成 9 年 9 月 30 日と記されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は平成 9 年 9 月 29 日であり、厚生年金保険の加入記録と符合している。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及びB厚生年金基金から提出された加入員台帳を見ると、申立人の資格喪失年月日は、双方ともに平成 9 年 9 月 30 日となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、A社の担当者は、「当社が発行した申立人の源泉徴収票に記されている退職日が、平成 9 年 9 月 30 日となっている理由は不明だが、保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、資格喪失年月日欄には同年 9 月 30 日と記されていることから、当時、そのように届出を行ったと思われる。当社では、厚生年金保険料は翌月控除である上、資格喪失日が属する月の厚生年金保険料は控除しないので、申立人についても同年 9 月の厚生年金保険料は控除していない。」旨陳述しているところ、前述の源泉徴収

票に記されている社会保険料の金額は、平成8年12月から9年8月までの厚生年金保険料(厚生年金基金掛金を含む。)、健康保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね符合する。

加えて、A社において、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が月末である元従業員15人に照会したところ、回答があった者のうち1人から提出された退職月に係る給与明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 5 月 1 日まで

年金事務所から「厚生年金基金記録との突き合わせによる被保険者記録訂正及び年金仮計算結果について」と記された文書が届き、私の申立期間後の昭和 62 年 5 月から同年 9 月までの標準報酬月額に係る記録が 26 万円から 30 万円に訂正されたことから、自身で「ねんきん定期便」の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が従前の額より低額となっていることが分かった。

申立期間に勤務していたA社（現在は、B社）では毎年昇給しており、給与額が下がることはなかったため、申立期間についても年金事務所の記録が間違っていると思う。申立期間の標準報酬月額を従前と同額の 28 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、給与が下がることはなかったため、申立期間の標準報酬月額が、その直前の標準報酬月額より下がっているのは不自然であると申し立てている。

しかし、B社は、「当時の関係資料が残っていないため、申立人の申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間当時、B社はC健康保険組合とD厚生年金基金に加入していたところ、E社人事事務センターは、「当時、C健康保険組合とD厚生年金基金の双方に加入しているグループ企業は、社会保険事務所（当時）に提出する書類と同健康保険組合及び同厚生年金基金に提出する書類が複写になっ

た様式のものを使用していた。」旨回答しており、同厚生年金基金の記録を継承した企業年金連合会から提出された「F資料」を見ると、申立人の申立期間に係る報酬給与は、年金事務所の標準報酬月額に係る記録と一致する26万円と記録されている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和61年10月に定時決定の記録が有る者のうち、申立人を含む197人の標準報酬月額は、当該定時決定において従前の標準報酬月額より減額となっている。

加えて、前述の定時決定において、標準報酬月額が従前より減額している者に当時の状況について照会したところ、回答のあった複数の者が、「申立期間当時、A社において給与規定が改定され、従前に比べて標準報酬月額が一時的に下がる者がいた。」旨陳述している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。